

別紙3 一括許可表

複数ルートに記載する場合は、運行開始の最も早い時間と運行終了の最も遅い時間を記載してください。

人の生命、身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には疎明書類を用意の上チェックしてください。

運行開始予定 7時0分 運行終了予定 20時0分 (□及び緊急訪問時)

巡回番号	用務先住所・用務先名	用務先前路上以外の予定駐車場所の住所	反復する用務日(曜日での記載可)	駐車時間
1	東京都港区三田〇丁目 〇番〇号〇〇ビル2階 イトマート〇〇店		月・水	45分間
2	東京都港区赤坂〇丁目 〇番〇号〇〇ビル1階 イトマート〇〇店	(先路上)	月・水	45分間
3	巡回順に並べて記載してください。	道路幅が狭い等の理由で、用務先前路上に駐車できない場合は、この欄に予定駐車場所を記載してください。この場合左の欄の記載を省略しないでください。	水・金	45分間
4	東京都港区青山〇丁目 〇番〇号〇〇ビル15階 イトマート〇〇店	(先路上)	月・金	30分間
5	東京都港区青山〇丁目 〇番〇号〇〇ビル1階 イトマート〇〇店	東京都港区青山〇丁目 〇番〇号 〇〇ビル前 (先路上)	金	15分間
6	東京都港区六本木〇丁目 〇番〇号〇〇ビル30階 イトマート〇〇店	(先路上)	火・木	50分間

月曜日ルート	巡回番号	1-2----	4----	6
火曜日ルート	巡回番号	-----	-----	6
水曜日ルート	巡回番号	1-2-3----	-----	6
木曜日ルート	巡回番号	-----	-----	6
金曜日ルート	巡回番号	-----	3-4-	5

金曜日ルートの巡回番号5は、他の曜日ルートと一つも重なっていません。一見して、金曜日ルートは他の曜日ルートとの関連性がないように見えますが、巡回番号3は水曜日ルートと、巡回番号4は月曜日ルートと重なっていますので金曜日ルートは月水金ルートのグループに入ることになります。

火木ルートは月水金ルートと重なる巡回番号が一つもありません。この場合、月水金ルートと火木ルートの一括許可表をそれぞれ別に作成してください。

- 注・ ※印の欄は、警察職員が記載します。 ・ 時間記載は24時制としてください。
- ・ 運行開始後に日を跨ぐ場合、「反復する用務日」欄に翌日を記載しないでください。
 - ・ 巡回順に並べて記載してください。 ・ 空欄には斜線を引いてください。
 - ・ 使用時は、現駐車に係る用務先以外の「用務先住所・用務先名」欄を付箋等で隠すことができます。

この書類は駐車許可証と一体をなすものである。

年 月 日 警視庁 警察署長